

いわき地区を除く各県立学校長 様

教 育 長

新型コロナウイルス感染拡大防止に係る対応について（通知）

このことについて、本日開催された県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議において、別添資料のとおりいわき市に「まん延防止等重点措置」が適用され、加えてその他の地域では集中対策を実施することが示されました。

については、「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準\*における対応を、いわき地区においては別紙写しのとおり“レベル3”に引き上げることとし、その他の地区においては下記のとおり“レベル2”の対応とすることとしますので、感染症対策を一層徹底するよう指導願います。その際、別添「感染リスクが高いと思われる行動例」を参考としてください。

なお、今後感染状況の変化により対応が変わる場合は、改めてお知らせします。

\*「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～（2021.4.28 Ver.6）」（以下、「衛生管理マニュアル」という。）P18

記

- 1 対象期間 令和3年8月8日（日）から同月31日（火）まで  
※終了期日が変更となる際は、改めて通知します。
- 2 対象期間における対応
  - (1) 感染リスクの高い学習活動\*（部活動を含む。）については、停止すること。  
\*「衛生管理マニュアル」P54～59参照。
  - (2) 不要不急の外出は控えること。都道府県間、特に緊急事態措置区域等との往来は控えること。  
ただし、全国大会や進路に係る企業訪問及びオープンキャンパス等への参加など、やむを得ない事情により往来する場合は、往来後2週間の健康観察を徹底すること。
  - (3) 宿泊を伴う学校行事、合宿、遠征等は停止すること。ただし、全国大会、東北大会及び県大会での宿泊は可能とするが、参加人数を最小限にするなど感染症対策を徹底すること。
  - (4) 部活動及び対外的な交流活動について
    - ① 感染リスクの高い活動を除いて実施すること。
    - ② 活動前後及び下校時等に会食することを控え、会話の際はマスクを着用すること。
    - ③ 各種大会への参加は可能とするが、他校との練習試合や合同練習会は停止すること。
    - ④ 外部団体と交流する場合は、感染症対策の徹底について協力を求めること。
  - (5) 健康観察の徹底
    - ① 検温等の健康観察を徹底し、体調不良者には休養するよう指導すること。
    - ② 児童生徒等の同居する家族に発熱等の症状が見られる場合も出席停止の措置をとること。  
\*「衛生管理マニュアル」P27、50～51参照
  - (6) 昼食時は、対面にしない、会話を控える、換気を強化する等を徹底すること。
  - (7) 教室や職員室等の換気を、常時または定期的に行うこと。
  - (8) 感染者や濃厚接触者、その家族等について、SNS等において憶測等による誹謗中傷につながる発信をしないことなど、差別偏見防止のための指導を徹底すること。
  - (9) 感染拡大地域から帰省・移動した家族や友人とやむを得ず一緒に過ごす場合や同居する家族等に濃厚接触者がいる場合は、家庭内においてもマスクの着用などの対策を行うこと。
- 3 その他  
県南、県北及びいわき地区に関する令和3年7月24日付け3教高第657号通知及び令和3年7月28日付け3教高第669号通知は、本通知をもって廃止する。

(事務担当 高校教育課 主幹 亀田 電話 024-521-7769)  
( 特別支援教育課 主幹 根本 電話 024-521-7779)  
( 健康教育課 主幹 鈴木 電話 024-521-7777)